

○津山工業高等専門学校招へい教授取扱規程

〔平成23年2月25日〕
規程第2号

(目的)

第1条 津山工業高等専門学校（以下「本校」という。）において校長が特に必要と認めた者に対し、津山工業高等専門学校招へい教授（以下「招へい教授」という。）の名称を付与することにより、本校の教育研究活動の活性化、充実・発展及び地域連携を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 招へい教授の活動は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 一般科目又は専門科目の授業に対する指導助言
- (2) 講演・セミナー等とおした学生の教育支援
- (3) 研究活動に対する指導助言
- (4) 地域連携に関する指導助言
- (5) その他校長が必要と認める事項に対する指導助言

(申出)

第3条 招へい教授の配置を必要とする場合は、あらかじめ校長に申し出るものとする。

(選考基準)

第4条 招へい教授の選考は、学科等の推薦に基づき、経営戦略会議において行い、校長が委嘱する。

(委嘱期間)

第5条 招へい教授の委嘱期間は、当該委嘱年度限りとし、継続することを妨げない。

(給与・経費等)

第6条 招へい教授の給与は支給しない。ただし、第2条に定める教育研究活動等を行う際に必要な経費及び来校に必要な交通費は、予算の範囲内で本校の定めに基づき負担する。

(健康安全衛生管理)

第7条 招へい教授が本校において第2条に定める教育研究活動等を行う場合は、

本校の安全衛生管理体制の下に行うこととする。ただし、招へい教授自身の災害補償については、自己の責任において対応するものとする。

(委嘱条件の通知)

第8条 校長は招へい教授に対して、委嘱条件通知書を発行する。

(権利・義務)

第9条 招へい教授は、本校において教育研究活動を行う際、校長の許可を得て必要な施設・設備を本校教員と同様に利用することができる。

2 招へい教授は、本校が定める諸規則を遵守しなければならない。

3 招へい教授が本校における活動を通じて得た知的財産権の取扱いについては、別に定める。

(事務)

第10条 発令等の手続きは、所管課等と調整のうえ、総務課において処理するものとする。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか、招へい教授について必要な事項は、別に定める。

2 前項のほか、校長と招へい教授との協議に基づき個別事項を定めることができるものとする。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

